

『北陸大学紀要』査読に関する申し合わせ(一部抜粋)

(目的)

第1条 この申し合わせは、北陸大学紀要の質の向上を図ることを目的として、北陸大学紀要発行規程第9条に基づき、査読に関する必要な事項を定める。

2 紀要の質の向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

(査読の対象)

第2条 投稿論文は原則として査読の対象とする。

(審査基準)

第6条 査読者は、論文の審査に当たっては、次の基準に従い該当する各項目5点にて評価する。基準の具体的項目は下記による。なお、論文の種類により該当項目がない場合は、該当なしとする。

(1) 独創性

- ① 主題に関して、新たな知見と見解を提示していること。
- ② 新規な発想、着想に基づく研究で萌芽性があること。
- ③ 主題、内容、手法に独創性があること。
- ④ 社会に重要な問題を提起していること。

(2) 論理性

- ① 論旨の展開が明快であること。
- ② 概念、用語の使用が適切であること。
- ③ 論拠に妥当性があること。

(3) 信頼性

- ① 従来からの研究成果との比較や評価がなされ、適正な結論が導かれていること。
- ② 資料を用いる場合には、その資料に信頼性があること。
- ③ 実験・調査をする場合には、その方法に妥当性があること。